

令和8年度 児童クラブ入会案内

1. 児童クラブとは

保護者が就労等で下校後（放課後）などに家庭にいない、小学校に通う児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を目的とした事業（放課後児童健全育成事業）です。

2. 児童クラブの実施場所

豊明市では、各小学校区にある児童館及び小学校内の児童クラブ室にて実施しています。

小学校区	クラブ名	実施場所	住所 電 話	定員	令和8年度の運営
豊明小	南部児童クラブ	南部児童館	栄町山ノ田 112 97-7575	70	(株) 日本保育サービス
館 小	西部児童クラブ	西部児童館	栄町南館 316-2 98-2200	60	
中央小	コスモス児童クラブ	コスモス児童館	新田町南山 82 95-2529	100	(株) ポピングエデュケア
	吉池（※）児童クラブ	豊明勤労会館	新田町吉池 18-8 57-2770	60	
大宮小	大宮児童クラブ	大宮児童館	前後町宮前 1487-9 93-8808	60	(株) セリオ
栄 小	栄児童クラブ	栄児童クラブ室他 (栄小学校内)	新栄町二丁目 295 57-1004	140	(株) トライグループ
二村台小	二村台児童クラブ	二村台児童クラブ室 (二村台小学校内)	二村台7丁目3 95-3313	120	
沓掛小	沓掛児童クラブ	沓掛児童クラブ室 (沓掛小学校内)	沓掛町一之御前 16 92-0828	120	
三崎小	三崎児童クラブ	三崎児童クラブ室 (三崎小学校内)	三崎町三崎 2-1 57-0113	120	

※吉池児童クラブは「子持松・子持松前・城西・錦・広長・吉池・門先」にお住まいの方が対象です。

3. 児童クラブの開所日及び開所時間

開 所 日	開 所 時 間
月曜日～土曜日 (ただし、祝日及び年末年始(12/29～1/3)は除く)	月～金曜日 下校後～19:00 土曜日・長期休暇 学校休業日 7:30～19:00

※【昼食】土曜日、長期休暇（春夏冬）及び学校給食のない日については、弁当をご持参いただきます。長期休暇は、児童クラブにて昼食の斡旋も行います。希望される方はご利用ください。

【おやつ】土曜日、長期休暇（春夏冬）、学校休業日はおやつタイムを設けます。おやつは、各家庭からの持ち込み制で、必要な方のみご用意いただきます。時間は児童クラブにより異なります。

◆土曜日等利用人数が少ない日は、育成を複数クラブ合同で行う場合もありますのでご了承ください。合同で行う場合は事前（前月中）にお知らせいたします。

4. 児童クラブ入会区分 ※どちらかを選択してください。

通常利用	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで利用可能（途中入会・途中退会可）
長期休業期間のみの利用	長期休業期間のみ利用可能

5. 児童クラブ入会基準

保護者及び児童が豊明市民であり、保護者及び同居の祖父母（65歳未満）が下記のいずれかの条件に該当する場合は児童クラブに入会することができます。

1 就 労	保護者及び同居の祖父母が昼間において <u>月16日以上、1日4時間以上</u> 労働しており、その児童の育成ができない場合
2 保 護 者 の 病 気 等	保護者が病気又は心身に障害を有し、児童の育成ができない場合
3 母 親 の 出 産	母親の出産により、児童の育成ができない場合（ 産後8週間 が対象）
4 病 人 の 看 護 等	常時看病（付き添い）に従事しているため、児童の育成ができない場合（自宅での療育、看護、介護は含まない）
5 家 庭 の 灾 害	震災、風水害、火災等の災害に遭い、その被害の復旧のために児童の育成ができない場合
6 そ の 他	上記以外に明らかに児童の育成ができない場合

※内職の場合は入会できません。

※通常入会は、お迎え時間が15:00以降になる児童が対象です。

お迎え時間は「就労時間+市内勤務は最長1時間、市外勤務は最長1時間30分」です。

※お迎えは小学校4年生以上の方が可能です。（ただし、児童クラブ登録児童除く）

※クラブの秩序を乱すような行為があった場合は、入会を取り消すことがあります。

6. 児童クラブ利用料金(児童1人あたり)

通常利用	月額4,000円（8月以外）、月額6,000円（8月のみ）
長期休業期間のみの利用	春休み（4月）2,000円、夏休み8,000円、冬休み4,000円、春休み（3月）2,000円

※利用料金のお支払い方法は、口座振替です。入会時に口座振替の手続きをお願いします。

※1日も利用していなくても在籍していればお支払いいただきます。（一時休会申請者は除く）

※日割り計算はしませんのでご了承ください。

※利用料金を3ヶ月以上にわたり滞納した場合は、入会を取り消すことがあります。

利用料の減免について

下記のいずれかに該当する世帯は、申請により利用料を全額減免することができます。

「児童クラブ利用料減免申請書」を学校教育課にご提出ください。（申請日の翌月から適用）

(1) 生活保護世帯

(2) 市民税非課税世帯（4月から9月までは前年度、10月から翌年3月までは当該年度の課税状況で算定）

※市民税非課税世帯の減免の場合、半年ごとの申請が必要です。10月以降継続して減免を希望される方は、9月末日（土日祝日の場合は前開庁日）までに申請を行ってください。

(3) 教育委員会が認定する就学援助制度該当世帯（準要保護世帯）

※退会後、再入会する場合は、再度減免申請が必要となりますのでご注意ください。

7. 必要書類 (①～③を揃え、入会申し込みをしてください。)

① 児童クラブ入会申込書 記入例を参照のうえ記入してください。

※育成時間「就労証明書に記載の就労時間十市内勤務最長1時間、市外勤務最長1時間30分」

② 事由証明書 ※申込日より3ヶ月以内に取得されたものが有効です

入会事由	父	母	同居祖父母 (65歳未満)
就労	「就労証明書」 ※勤務先で記入を依頼してください ※内職の場合は入会できません		
病気等	「放課後の児童育成に欠ける事由証明（疾病・看護等）」 ※医療機関で記入を依頼してください		
母親の出産		母子手帳のコピー (表紙と出産予定日のページ)	
病人の看護等	「放課後の児童育成に欠ける事由証明（疾病・看護等）」 + 「看護又は付添の申立書」		

③ 健康の記録 ※面接時に必要

新規入会時のみ提出が必要です。(退会後、再入会する場合は不要)

8. 入会申込み受付期間について

通常利用（4月入会） ※事由証明書は令和7年10月1日以降且つ申込日より3ヶ月以内に取得されたものが有効。

- 令和7年11月29日(土)に勤労会館で行う入会申込受付にご参加ください(詳細は別紙参照)。
都合が悪い場合は、令和7年12月1日(月)から令和7年12月12日(金)までに市役所学校教育課にてお申し込みください。
- 空きがあるクラブのみ令和8年2月2日(月)から2月6日(金)まで二次受付を実施します。
※二次受付から電子申請が可能になりました。

通常利用（5月以降）

- 入会を希望する前月1日から7日までに電子申請または窓口申請にてお申し込みください。
- 申し込み後に各児童クラブで説明・面接を受けてください。
※定員に達している場合には、入会をお待ちいただくことがあります。(低学年が優先されます。)

長期休業期間のみ利用

※必要な区分まとめて申請可能です。

区分	利用可能期間	受付期間	申込方法
春休み 4月	4/1～給食開始日前日	令和7年11月29日(土)※ 令和7年12月1日(月)～12月12日(金) 令和8年2月2日(月)～2月6日(金)	電子申請 または 窓口申請
夏休み	終業式～始業式	令和8年6月1日(月)～6月7日(日)	
冬休み	終業式～始業式	令和8年11月1日(日)～11月7日(土)	
春休み 3月	修了式～3/31	令和9年2月1日(月)～2月7日(日)	

■電子申請■ ※申込期間内でしたら24時間申請可能です

事由証明書をお手元にご準備の上、右記QRコードより申請してください。



■窓口申請■ ※窓口申請は土日祝はできません。 窓口での受付時間は8時30分～17時15分です
上記必要書類①～②を揃え、市役所学校教育課窓口にお越しください。

9. 一時休会・退会について

一時休会：1年に1回のみ、最長2か月間、在籍したままでお休みする場合に届け出します。

退会：児童クラブの利用が必要なくなった場合に届け出します。

※一時休会届は前月20日までに、退会届は退会希望月の20日までに児童クラブに必ず提出してください。(例：5月～6月休会の場合、4月20日までに提出。6月末退会希望の場合、6月20日までに提出。)

10. 児童クラブ以外の放課後の居場所紹介

① 放課後子ども教室

「地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりと次世代を担う人材の育成」を推進するため、放課後に工作やレクリエーション、スポーツなどの体験活動を行っている事業です。

対象者 市内小学校に在籍する児童 1年生～6年生

実施日時 給食のある平日（原則14時以降下校の日）下校後～午後4時40分
長期休暇（春・夏・冬）中は実施していません。

参加費 参加費は無料で実施。講座により、材料費等が必要な場合があります。

スポーツ安全保険の加入 保険料：1人年間800円（登録時に申込み）

申込方法 令和8年3月号の広報をご確認ください。



② 児童館（児童館の問い合わせは各児童館または子育て支援課0562-85-3950へ）

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援を行い、心身ともに健やかに育成することを目的とした児童福祉施設です。

児童館名	住所	電話	指定管理者名
中央児童館	西川町笹原26-1	93-6601	(株) 日本保育サービス
北部児童館	沓掛町泉153-4	92-3337	
大宮児童館	前後町宮前1487-9	93-8808	(株) セリオ
南部児童館	栄町山ノ田112	97-7575	(株) 日本保育サービス
西部児童館	栄町南館316-2	98-2200	
ひまわり児童館	栄町上姥子3-213	97-4331	(株) ポピングズエデュケア
コスモス児童館	新田町南山82	95-2529	

◆開館日：月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始は休館）

※中央児童館とひまわり児童館は火曜日～日曜日（月曜日・祝日の翌日・年末年始は休館）

◆開館時間：午前9時～午後5時※ひまわり児童館と北部児童館は午前10時～午後6時

お問い合わせ先：豊明市役所 学校教育課 学校教育係

〒470-1195 豊明市新田町子持松1-1

電話（0562）92-8316